

令和8年度寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 空き家バンク利活用リフォーム事業（第3条—第10条）
- 第3章 老朽危険空き家解体事業（第11条—第20条）
- 第4章 木造住宅耐震改修事業（第21条—第28条）
- 第5章 減災対策工事事業（第29条—第36条）
- 第6章 住替事業（第37条—第43条）
- 第7章 危険ブロック塀等除却事業（第44条—第50条）
- 第8章 雑則（第51条・第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、住環境等における市民の安心及び安全の確保並びに空き家利活用による移住推進を図るため、予算の範囲内において令和8年度寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 空き家バンク利活用リフォーム事業
- (2) 老朽危険空き家解体事業
- (3) 木造住宅耐震改修事業
- (4) 減災対策工事事業

- (5) 住替事業
- (6) 危険ブロック塀等除却事業

第2章 空き家バンク利活用リフォーム事業

(定義)

第3条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する一戸建て住宅で、普段利用されていない又は今後利用される見込みのないものをいう。
- (2) 空き家バンク 市内の利活用可能な空き家を登録し、空き家の利用希望者に当該空き家を紹介する取組をいう。
- (3) 若者世帯 申請時において世帯主又はその配偶者が40歳未満である世帯をいう。
- (4) 新婚世帯 空き家に係る購入又は賃貸借の契約を締結する日が婚姻した日から1年以内である世帯をいう。
- (5) 移住世帯 空き家の所在地へ住民票を異動した者又は居所を移したと市長が認める者で構成された世帯をいう。
- (6) 県外からの移住世帯 移住世帯のうち令和7年4月1日以降に県外の市区町村から本市に住民票を異動した者を含む世帯（同日以降に県外の市区町村から県内の他の市町村に住民票を異動した後、本市に住民票を異動した者を含む。）をいう。

(補助対象工事)

第4条 空き家バンク利活用リフォーム事業は、次に掲げる工事（以下この章において「補助対象工事」という。）とする。

- (1) 台所、トイレ、浴室、洗面所等の水回りの改修工事
- (2) 内装、屋根、外壁等の改修工事

(補助対象経費)

第5条 空き家バンク利活用リフォーム事業に係る補助金の交付の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は補助対象経費としない。

- (1) 空き家バンク利活用リフォーム事業に係る補助金の交付の決定前に契約し、又は着工した工事に係る経費
- (2) この要綱による補助金以外の市の補助金の交付の対象となる工事（以下「対象外工事」という。）に係る経費

2 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(補助対象者)

第6条 空き家バンク利活用リフォーム事業に係る補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自ら居住する住宅として空き家バンクを利用し、令和8年4月1日から翌年2月10日までに購入又は賃借した空き家を改修する者
- (2) 空き家バンクを利用した移住世帯に対し令和8年4月1日から翌年2月10日までに空き家を賃貸し、かつ、改修する当該空き家の所有者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 賃貸借の場合で、当事者間において相続関係にある者
- (2) 賃借した空き家を改修する場合で、当該空き家所有者の承諾を得られない者
- (3) 空き家バンク利活用リフォーム事業に係る補助金の交付の決定前に契約し、又は着工した者

- (4) 市税等に滞納がある者

(補助金の額)

第7条 空き家バンク利活用リフォーム事業に係る補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第8条 空き家バンク利活用リフォーム事業に係る補助金を受けようとする者は、当該事業に着手する前に、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（空き家バンク利活用リフォーム）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 補助対象工事の見積書（内訳明細書）の写し（この要綱による補助金以外の補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合は、対象外工事が分かるもの又は含まれていないもの）

(3) 補助対象工事を行う部位を明記した図面の写し

(4) 補助対象工事着工前の写真

(5) 契約予定者全員の令和7年度分（令和8年4月から同年6月までに申請する場合は令和6年度分）の納税証明書

(6) 住民票謄本（続柄記載のもの）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助事業等の内容変更等の承認)

第9条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更とは、補助金の額に変更が生じない補助対象経費等の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更又は中止について承認を受けようとする者は、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（空き家バンク利活用リフォーム）交付変更（取下げ）申請書（様式第3号）に次に掲げる

書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更に係る工事見積書（内訳明細書）の写し
- (2) 図面（変更に係る工事箇所を記入）
- (3) 着工前写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業実績報告書）

第10条 補助事業等実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（空き家バンク利活用リフォーム）工事完了報告書（様式第4号）によるものとする。

2 前項の工事完了報告書は、事業が完了した日から1か月を経過した日又は令和9年2月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第5号）
- (2) 補助対象工事に係る工事請負契約書の写し（この要綱による補助金以外の補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合は、対象外工事が分かるもの又は含まれていないもの。次号において同じ。）
- (3) 補助対象工事に係る工事請負契約書の変更がある場合はその写し
- (4) 交付決定後に工事内容に軽微な変更があった場合は、内訳明細書の写し
- (5) 補助対象工事の領収書の写し
- (6) 補助対象工事を行った部位を明記した図面の写し
- (7) 補助対象工事完了後の写真（工事中及び工事完了後）
- (8) 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第3章 老朽危険空き家解体事業

（定義）

第11条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 不良住宅 次のいずれにも該当する住宅をいう。

ア 市内に存する居住を目的として建築し、又は使用された建築物（併用住宅の場合は、過半が居住の用に供されているものをいう。以下同じ。）

イ 現に1年以上使用されていない建築物

ウ 鉄筋コンクリート並びにコンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造を除く建築物

エ 住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号。以下「施行規則」という。）別表第1（い）欄に掲げる評定区分の2構造物の腐朽又は破損の程度における合計評点が100点以上である建築物

(2) 空き家住宅 次のいずれにも該当する住宅をいう。

ア 前号アからウまでに該当する建築物

イ 施行規則別表第1（い）欄に掲げる評定区分の2構造物の腐朽又は破損の程度における合計評点が50点以上100点未満である建築物

(3) 除却 建築物を解体し、撤去することをいう。

（補助対象工事）

第12条 老朽危険空き家解体事業は、第14条に規定する補助対象者が発注する不良住宅又は空き家住宅を除却する工事で、次の各号のいずれにも該当する者に請け負わせる工事（以下この章において「補助対象工事」という。）とする。

(1) 県内に本店又は営業所を有する法人又は県内に住所を有する個人

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土木工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12

年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第21条第1項に規定する解体工事業に係る登録を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象工事としない。

- (1) 建築物（長屋住宅を除く。）の一部の除却工事
- (2) 居住の用以外の用に供されているものの除却工事
- (3) 車庫、物置、門又は塀の除却工事
- (4) 他の補助金の交付を受ける、又は受けようとする除却工事
- (5) 公共事業等の補償の対象となっている建築物の除却工事
- (6) 老朽危険空き家解体事業に係る補助金の交付の決定前に契約し、又は着工した工事

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めない除却工事

(補助対象経費)

第13条 老朽危険空き家解体事業に係る補助金の交付の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用に5分の4を乗じて得た額とし、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費を上限とする。ただし、消費税及び地方消費税は交付の対象としない。

2 前項の国土交通大臣が定める標準建設費は、補助金の交付の決定をした際における標準建設費を使用するものとする。

(補助対象者)

第14条 老朽危険空き家解体事業に係る補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 除却する不良住宅又は空き家住宅（以下この章において「補助対象建築物」

という。)の登記事項証明書(未登記の場合にあつては、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書)に所有者として記録されている者(法人を除く。)

(2) 前号に規定する者の相続人

(3) 前2号に規定する者から補助対象建築物の除却についての同意を受けた者

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、補助金の交付の対象としない。

(1) 補助対象建築物が共有である場合において、当該共有者から補助対象建築物の除却についての同意を得られない者

(2) 補助対象建築物の登記事項証明書に所有権以外の物権(賃借権を含む。以下同じ。)が設定されている場合において、当該権利者から補助対象建築物の除却についての同意を得られない者

(3) 市税等に滞納がある者

(補助金の額)

第15条 老朽危険空き家解体事業に係る補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額)とし、除却する空き家が不良住宅のときは80万円、空き家住宅のときは40万円を上限とする。

(事前調査)

第16条 老朽危険空き家解体事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該事業に着手する前の令和8年5月18日から同年6月30日の間に、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金(老朽危険空き家解体)事前調査申込書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 前項の事前調査申込書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象建築物の付近見取図、平面図（床面積の分かるもの）、写真及び登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産税家屋台帳の写し又は固定資産税納税通知書の写し）
- (2) 補助対象建築物の登記事項証明書に共有者の記載がある場合にあっては、当該共有者からの当該建築物の除却についての同意書
- (3) 補助対象建築物の登記事項証明書に所有権以外の物権の設定がある場合にあっては、当該権利者からの当該建築物の除却についての同意書
- (4) 第14条第1項第2号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合であって、補助対象建築物を相続する者が2人以上で、かつ、当該建築物が分割登記されていないときは、申請者以外の相続人の当該建築物の除却についての同意書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の事前調査申込書を受理したときは、審査及び現地調査を行い、その結果を、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（老朽危険空き家解体）事前調査結果通知書（様式第7号）により、申請者に対して通知するものとする。

（補助金等交付申請書）

第17条 老朽危険空き家解体事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該事業に着手する前の令和8年8月31日までに、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市移老朽住宅等管理支援事業補助金（老朽危険空き家解体）交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第9号）
- (2) 第12条第1項第2号に規定する許可の通知書又は登録の通知書の写し

- (3) 補助対象工事の見積書の写し（内訳明細を添付すること。）
- (4) 補助対象建築物の平面図（床面積の分かるもの）
- (5) 第14条第1項第3号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、同項第1号又は第2号に規定する者の補助対象建築物の除却についての同項第1号に規定する者の同意書及び印鑑登録証明書又は同項第2号に規定する者全員の同意書及び当該同意した者全員の印鑑登録証明書
- (6) 第14条第1項第2号又は同項第3号に規定する者が補助金の交付の申請をしようとする場合にあっては、同項第1号に規定する者及び同項第2号に規定する者の間の相続関係図及び相続関係が確認できる戸籍謄本
- (7) 令和7年度分（令和8年4月から6月までに申請する場合は令和6年度分）の納税証明書（補助対象者の居住地が寒河江市以外の場合は、寒河江市及び居住地の納税証明書）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業等の内容変更等の承認）

第18条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更とは、補助金の額に変更が生じない補助対象事業費等の変更とする。

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更又は中止について承認を受けようとする者は、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（老朽危険空き家解体）交付変更（取下げ）申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施変更計画書（様式第9号）
- (2) 変更に係る除却工事見積書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付の条件）

第19条 規則第7条第2項の規定により、次に掲げる事項を交付の決定の条件とする。

- (1) 補助対象工事を施工する場合は、建設リサイクル法その他の関係法令を順守すること。
- (2) 補助対象工事完了後は、その跡地を周囲に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。

(補助事業実績報告書)

第20条 補助事業等実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（老朽危険空き家解体）工事完了報告書（様式第11号）によるものとする

2 前項の工事完了報告書は、事業が完了した日から1か月を経過した日又は令和9年2月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第12号）
- (2) 補助対象工事に係る工事請負契約書の写し
- (3) 補助対象工事に係る工事請負契約書の変更がある場合はその写し
- (4) 除却に要した費用に係る領収書の写し（内訳明細の記載があるもの）
- (5) 除却後の写真
- (6) 補助対象建築物の除却工事完了証明書の写し
- (7) 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第4章 木造住宅耐震改修事業

(定義)

第21条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の地震に対する安全性等を一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」(改訂版)による基準に沿った一般診断法により評価することをいう。
- (2) 耐震診断士 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項から第4項までに規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士(構造設計一級建築士又は構造適合判定資格者を除く。)の資格を持ち、県、市町村、建築士会等が実施する木造住宅耐震診断士養成講習会を受講し、かつ、県内市町村が作成する木造住宅耐震診断士名簿に登録されている者をいう。
- (3) 耐震改修計画 耐震診断の結果に基づき、補強方法及び概算工事費について提案を行う改修計画をいう。
- (4) 派遣耐震診断 耐震診断士が実施する耐震診断をいう。
- (5) 耐震改修 派遣耐震診断の結果に基づき、地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事をいう。

(補助対象工事)

第22条 木造住宅耐震改修事業は、次の各号のいずれにも該当する改修とする。

- (1) 派遣耐震診断の総合評点が1.0未満と診断された旧耐震基準木造住宅に行う耐震改修計画の総合評点が1.0以上となる耐震改修であること。
- (2) 耐震改修計画及び設計を耐震診断士が作成するものであること。
- (3) 耐震改修が建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に違反がないものであること。
- (4) 寒河江市木造住宅耐震改修事業等の市の補助事業による耐震改修を過去に実施していないものであること。
- (5) 市内に事業所、支店、営業所等を有する法人又は個人事業者若しくは県内に本社を有する法人が行う耐震改修であること。

(6) 木造住宅耐震改修事業に係る補助金の交付の決定前に契約し、又は着工した工事でないこと。

(補助対象経費)

第23条 木造住宅耐震改修事業に係る補助金の交付の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）は、耐震改修に要した次に掲げる費用とする。ただし、消費税及び地方消費税は交付の対象としない。

- (1) 耐震改修に係る工事費
- (2) 耐震改修に係る設計費及び監理費

(補助対象者)

第24条 木造住宅耐震改修事業に係る補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法人を除く建築物の登記事項証明書（未登記の場合にあつては、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者（当該住宅が共有に係るものは、共有する者のうちから選任した者）
- (2) 市税等の滞納がないこと。

(補助金の額)

第25条 木造住宅耐震改修事業に係る補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）とし、140万円を上限とする。

(補助金等交付申請書)

第26条 木造住宅耐震改修事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該事業に着手する前に、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（木造住宅耐震改修）交付申請書（様式第13号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修計画書（様式第14号）

- (2) 耐震改修計画平面図（耐震補強に係る部分を明記したもの）
- (3) 耐震改修に係る見積書（耐震補強設計及び耐震補強に係る部分）の写し
- (4) 令和7年度分（令和8年4月から同年6月までに申請する場合は令和6年度分）の納税証明書
- (5) 派遣耐震診断に係る診断表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業等の内容変更等の承認）

第27条 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更又は中止について承認を受けようとする者は、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（木造住宅耐震改修）内容変更（中止）申請書（様式第15号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修変更計画書（様式第14号）
- (2) 耐震改修変更計画平面図（耐震補強に係る部分を明記したもの）
- (3) 耐震改修変更に係る見積書（耐震補強設計及び耐震補強に係る部分）の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業等実績報告書）

第28条 補助事業等実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（木造住宅耐震改修）完了報告書（様式第16号）によるものとする。

2 前項の完了報告書は、事業が完了した日から1か月を経過した日又は令和9年2月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修した全ての施工箇所の写真（着工前、工事中及び工事完了後のもの）

- (2) 耐震改修に係る工事請負契約書の写し
- (3) 耐震改修に係る工事請負契約書の変更がある場合はその写し
- (4) 耐震改修に要した費用の内訳書（耐震補強設計及び耐震補強に係る部分）
- (5) 対象工事費等の支払を証するもの（振込依頼書等の写し等）
- (6) 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第5章 減災対策工事事業

（定義）

第29条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の地震に対する安全性等を一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」（改訂版）による基準に沿った一般診断法により評価することをいう。
- (2) 耐震診断士 建築士法第2条第2項から第4項までに規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士（構造設計一級建築士又は構造適合判定資格者を除く。）の資格を持ち、県、市町村、建築士会等が実施する木造住宅耐震診断士養成講習会を受講し、かつ、県内市町村が作成する木造住宅耐震診断士名簿に登録されている者をいう。
- (3) 減災対策工事 耐震診断士による耐震診断の結果に基づく上部構造評点が1.0未満である住宅内に、防災ベッド又は耐震シェルターを設置する工事をいう。

（補助対象工事）

第30条 減災対策工事事業は、次の各号のいずれにも該当する改修とする。

- (1) 市の補助事業による耐震改修を過去に実施していないこと。
- (2) 減災対策工事事業に係る補助金の交付の決定前に契約し、又は着工した工

事でないこと。

(補助対象経費)

第31条 減災対策工事事業に係る補助金の交付の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）は、減災対策工事に要した費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(補助対象者)

第32条 減災対策工事事業に係る補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 法人を除く建築物の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者（当該住宅が共有に係るものは、共有する者のうちから選任した者）

(2) 市税等の滞納がないこと。

(補助金の額)

第33条 減災対策工事事業に係る補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）とし、30万円を上限とする。

(補助金等交付申請書)

第34条 減災対策工事事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該事業に着手する前に、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（減災対策工事）交付申請書（様式第17号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 減災対策工事計画書（様式第18号）

(2) 住宅等の位置図

(3) 減災対策工事図面（工事箇所を記入したもの）

(4) 耐震診断に係る診断表

- (5) 補助対象工事の見積書（内訳明細書）の写し
- (6) 着工前写真
- (7) 令和7年度分（令和8年4月から同年6月までに申請する場合は令和6年度分）の納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業等の内容変更等の承認）

第35条 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更又は中止について承認を受けようとする者は、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（減災対策工事）内容変更（中止）申請書（様式第19号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 減災対策工事変更計画書（様式第18号）
- (2) 減災対策工事変更計画平面図
- (3) 減災対策工事変更に係る見積書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業等完了報告書）

第36条 補助事業等完了報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（減災対策工事）完了報告書（様式第20号）によるものとする。

2 前項の完了報告書は、事業が完了した日から1か月を経過した日又は令和9年2月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 減災対策工事を実施した全ての施工箇所の写真（着工前、工事中及び工事完了後のもの）
- (2) 減災対策工事に係る工事請負契約書の写し
- (3) 減災対策工事に係る工事請負契約書の変更がある場合はその写し

- (4) 減災対策工事に要した費用の内訳書
- (5) 対象工事費等の支払を証するもの（振込依頼書等の写し等）
- (6) 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第6章 住替事業

（定義）

第37条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 木造住宅の地震に対する安全性等を一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」（改訂版）による基準に沿った一般診断法により評価することをいう。
- (2) 耐震診断士 建築士法第2条第2項から第4項までに規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士（構造設計一級建築士又は構造適合判定資格者を除く。）の資格を持ち、県、市町村、建築士会等が実施する木造住宅耐震診断士養成講習会を受講し、かつ、県内市町村が作成する木造住宅耐震診断士名簿に登録されている者をいう。
- (3) 住替え 耐震診断士による耐震診断の結果に基づく上部構造評点が1.0未満である市内の住宅を取り壊し、そこに居住する者（以下この章において「家族」という。）全員が市内の新築若しくは建売住宅又は市内に昭和56年6月1日以後に建築された非木造住宅若しくは平成12年6月1日以後に建築された木造住宅に転居することをいう。

（補助対象事業）

第38条 住替事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市の補助事業による耐震改修を過去に実施していないこと。
- (2) 住替えを前提とする建物の除却工事を補助金の交付決定前に契約し、又は

着工した事業ではないこと。

(3) 申請者及びその家族全員が、住替前の住宅に1年以上居住していること。

(補助対象経費)

第39条 住替事業に係る補助金の交付の対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）は、住替前の住宅の除却工事に要した費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(補助対象者)

第39条 住替事業に係る補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 法人を除く住替前の住宅の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者（当該住宅が共有に係るものは、共有する者のうちから選任した者）

(2) 市税等の滞納がないこと。

(補助金の額)

第40条 住替えに係る補助金の額は、補助対象経費に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てた額）とし、30万円を上限とする。

(補助金等交付申請書)

第41条 住替事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該事業に着手する前に、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（住替）交付申請書（様式第21号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 住替計画書（様式第22号）

(2) 除却を行う現住宅の位置図

(3) 除却を行う現住宅の平面図

- (4) 除却を行う現住宅の耐震診断に係る診断表
- (5) 除却工事の見積書（内訳明細書）の写し
- (6) 着工前写真
- (7) 令和7年度分（令和8年4月から同年6月までに申請する場合は令和6年度分）の納税証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業等の内容変更等の承認）

第42条 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更又は中止について承認を受けようとする者は、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（住替）内容変更（中止）申請書（様式第23号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 住替変更計画書（様式第22号）
- (2) 住替事業変更に係る見積書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助事業等完了報告書）

第43条 補助事業等完了報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金（住替）完了報告書（様式第24号）によるものとする。

2 前項の完了報告書は、事業が完了した日から1か月を経過した日又は令和9年2月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住替前の住宅の除却工事を実施した全体の状況が分かる写真（着工前、除却工事完了後のもの）
- (2) 住替前の住宅の除却工事に係る工事請負契約書の写し
- (3) 住替前の住宅の除却工事に係る工事請負契約書に変更がある場合はその

写し

- (4) 住替前の住宅の除却工事に要した費用の内訳書
- (5) 住替前の住宅の除却工事費等の支払を証するもの（振込依頼書等の写し等）
- (6) 転居先が記載された住民票（申請者本人及び現住家族全員に係るもの）
- (7) 転居先の住宅の全景写真
- (8) 転居先が新築又は建売住宅の場合は売買契約書の写し
- (9) 転居先が前号以外の住宅の場合は、当該住宅が昭和56年6月1日以後に建築された非木造住宅又は平成12年6月1日以後に建築された木造住宅であることを証明する書類（建築確認申請の確認済証、検査済証等）
- (10) 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第7章 危険ブロック塀等除却事業

（定義）

第44条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造り、石造り、れんが造りその他組積造りによる塀及び門柱（基礎を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 道路等 建築基準法第42条に規定する道路及び一般の用に供する不特定多数のものが通行する道（水路を含む。）をいう。
- (3) 除却 解体し、撤去することをいう。
- (4) 改修 一部を解体し、建築基準法に規定する要件を満たすブロック塀等に改修する工事を行うことをいう。

（補助対象工事）

第45条 危険ブロック塀等除却事業は、次条に規定する補助対象者が発注するブロック塀等の除却又は改修で、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 道路等に沿って設置され、かつ、道路等からの高さが1メートル以上のブロック塀等の除却又は改修であること。
 - (2) 別表第2又は別表第3の点検項目のいずれかが不適合であるブロック塀等の除却又は改修であること。
 - (3) 危険ブロック塀等除却事業に係る補助金の交付の決定前に契約し、又は着工した工事でないこと。
- 2 危険ブロック塀等除却事業の実施に当たって、ブロック塀等の除却後にブロック塀等の新設を行う場合には、当該ブロック塀等を次に掲げる要件を満たすものとしなければならない。
- (1) 組積造のブロック塀の場合は、高さ、控え壁等の仕様及び寸法が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第61条に規定する要件を満たすこと。
 - (2) コンクリートブロック造のブロック塀の場合は、高さ、控え壁等の仕様及び寸法が、令第62条の6及び第62条の8に規定する要件を満たすこと。

（補助対象者）

第46条 危険ブロック塀等除却事業に係る補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) ブロック塀等の除却又は改修をしようとするブロック塀等若しくはブロック塀等が設置されている土地の所有者
- (2) 市税等の滞納がないこと。

（補助金の額）

第47条 危険ブロック塀等除却事業に係る補助金の額は、当該事業の実施に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1又は当該ブロック塀等の見付面積（塀の高さに延長を乗じて得られる面積をいう。以下同じ。）に1平方メートル当たり4,000円を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じ

る場合は、その端数を切り捨てた額) のいずれか少ない額以内の額とし、1件につき8万円を上限とする。ただし、フェンスその他これらに類するものを混用しているブロック塀等(以下「混用塀」という。)にあつては、フェンス等の部分は見付面積の2分の1を、門柱にあつては、頂部を除く表面積の2分の1をそれぞれ見付面積とする。

(補助金等交付申請書)

第48条 危険ブロック塀等除却事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、当該事業に着手する前に、規則第5条の規定にかかわらず、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金(危険ブロック塀等除却)交付申請書(様式第21号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 除却又は改修するブロック塀等の位置図、平面図(ブロック塀等の改修にあつては、改修後の予定平面図も添付)、立面図(求積図)、別表第2又は別表第3により点検したもの及び工事前の写真(全面及び危険箇所が分かるもの)
- (2) ブロック塀等の除却又は改修に要する工事費の見積書(内訳明細書)の写し(この要綱による補助金以外の市の補助金を併用する場合は、対象外工事分かるもの又は含まれないもの)
- (3) 令和7年度分(令和8年4月から同年6月までに申請する場合は令和6年度分)の納税証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助事業等の内容変更等の承認)

第49条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更とは、補助金の額に変更が生じない補助対象経費等の変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更又は中止について承認を受けようとする者は、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金(危険ブロッ

ク塀等除却) 内容変更 (取下げ) 申請書 (様式第 2 2 号) を市長に提出しなければならない。

(補助事業等実績報告書)

第 5 0 条 補助事業等実績報告書の様式は、規則第 1 4 条の規定にかかわらず、寒河江市老朽住宅等管理支援事業補助金 (危険ブロック塀等除却) 実績報告書 (様式第 2 3 号) によるものとする。

2 前項の実績報告書は、事業が完了した日から 1 か月を経過した日又は令和 9 年 2 月 1 0 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書の写し (この要綱による補助金以外の市の補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合は、対象外工事が分かるもの又は含まれないもの)
- (2) 補助対象工事に係る工事請負契約書の変更がある場合はその写し (この要綱による補助金以外の補助金の交付を受けている又は受ける予定である場合は、対象外工事が分かるもの又は含まれないもの)
- (3) 交付決定後、工事内容に軽微な変更があった場合は、内訳明細書の写し
- (4) ブロック塀等の除却又は改修の施工箇所の写真 (着工前、工事中及び工事完了後のもの)
- (5) ブロック塀等の除却又は改修後の平面図、立面図 (求積図) (新設計画がある場合)
- (6) ブロック塀等の除却又は改修に要した工事費の領収書の写し
- (7) 預金通帳の写し (口座情報が記載されている部分)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 8 章 雑則

(帳簿等の保管)

第51条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第52条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月7日から施行する。

別表第1（第7条関係）

(1) 第6条第1号に定める補助対象者

区分		空き家の購入	空き家の賃借	
若者世帯、 新婚世帯、 県外からの 移住世帯への 該当の有無	若者世帯、新婚世帯、 県外からの移住世帯 の全てに該当	補助対象経費の2 ／3 (上限400千円)	補助対象経費の1 ／2 (上限300千円)	
	右欄のいずれか に該当	若者世帯 かつ 新婚世帯	補助対象経費の1 ／2 (上限300千円)	補助対象経費の1 ／3 (上限200千円)
		若者世帯 かつ 県外からの移住世帯		
		新婚世帯 かつ 県外からの移住世帯		
	右欄のいずれか に該当	若者世帯	補助対象経費の1 ／3 (上限200千円)	補助対象経費の1 ／4 (上限150千円)
		新婚世帯		
		県外からの移住世帯		
若者世帯、新婚世帯、 県外からの移住世帯 への該当なし	補助対象経費の1 ／4 (上限150千円)	補助対象経費の1 ／6 (上限100千円)		

(2) 第6条第2号に定める補助対象者

区分		空き家の賃借
若者世帯、 新婚世帯、 県外からの 移住世帯への 該当の有無	若者世帯、新婚世帯、 県外からの移住世帯 の全てに該当	補助対象経費の 1 ／ 2 (上限 300 千円)
	右欄のいずれか に該当	若者世帯 かつ 新婚世帯 ／ 3 (上限 200 千円)
		若者世帯 かつ 県外からの移住世帯
		新婚世帯 かつ 県外からの移住世帯
	右欄のいずれか に該当	若者世帯 ／ 4 (上限 150 千円)
新婚世帯		
県外からの移住世帯		
若者世帯、新婚世帯、 県外からの移住世帯 への該当なし	補助対象経費の 1 ／ 6 (上限 100 千円)	

別表第2（第45条、第48条関係）

補強コンクリートブロック塀の点検表

（鉄筋が入っていない場合は、別表第3組積造の塀の点検表を使用してください。）

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	2. 2 m以下	はい	いいえ
2	壁の厚さ	高さ2 mを超える塀で15 cm未満	いいえ	はい
		高さ2 m以下で10 cm未満	いいえ	はい
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9 mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
		壁内に径9 mm以上の鉄筋が縦横80 cm以内に入っている	はい	いいえ
4	控壁 (高さが1.2 mを超える塀の場合)	3. 4 m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ
5	基礎	丈が35 cm以上で根入れ深さが30 cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1 mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
7	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
8	その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価		8項目のうち、1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
位置		道路等に面している	いいえ	はい

※点検内容のうち、不明の場合は不適合とすること。

別表第3（第45条、第48条関係）

組積造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	1. 2 mを超えている	いいえ	はい
2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	はい	いいえ
3	控壁	4 m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突き出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4	基礎	根入れ深さが20 cm以上ある	はい	いいえ
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1 mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
6	ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7	その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価		7項目のうち、1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		
位置		道路等に面している	いいえ	はい

※点検内容のうち、不明の場合は不適合とすること。